



別紙様式第1号 (第3関係)

平成30年 7月20日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

質問者 三橋 和史



## 文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
<p>市政運営について</p> <p>1、同報系防災行政無線の整備について</p>	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>市民等への防災上の基本的な情報伝達手段の一つである防災行政無線は、災害情報や避難情報等のほか、全国瞬時警報システム（J-アラート）情報の伝達などの役割を担い、市民や市内滞在者等の生命及び身体保護に資する重要な設備であり、特に都市部におけるその整備の必要性については、私から再三にわたって指摘してきた。</p> <p>その結果、平成29年12月から遅くとも平成30年6月までにかけて、奈良市の見解は「同報系防災行政無線の増設・拡張や配置の変更に関する追加の整備計画はない」といったものから、整備状況を充実させていく方針について「大変重要なポイントだと思う」「平成30年度中に計画を立て、具体的な方策を検討する」「数年以内に限られた期間内に集中して進めていくべきであると考えている」という前向きな内容に変化してきた。</p> <p>それら市議会における理事者によるこれまでの答弁の趣旨を踏まえると、今後数カ年のうちに都市部面積に占める可聴面積の割合については、30%程度乃至それ以下という現時点の水準から80%程度（少なくとも効果的な水準）にまで引き上げていく方針であるものと認識しているところであるが、決してその姿勢が後退することのないよう強く求める次第である。</p> <p>全体として数カ年の期間であっても、整備に当たっては、防災上の観点から特に必要な地域に優先的に設置していくということが基本であり、例えば、避難場所や避難経路に該当する区域付近、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害対策に係る諸法令により危険性が存するとされている区域（以下「危険区域」という。）付近や、人口の集中する地域に優先的に設置していくべきであると考えている。</p>	<p>市長</p>



平成 30 年 10 月頃までに出る聴取区域調査結果を踏まえた翌年度からの整備に当たっても、効果的な施策になるよう、そのような点に十分に留意して取り組まれるよう求める。

また、同報系防災行政無線の具体的な活用の在り方についても、例えば、地震の発生時などの場合の全市域的な放送のほか、火事の発生時などの場合には地域的な放送を実施したり、災害発生時だけでなくその直後やさらにその後に適時適切な放送を実施することができるよう、適宜検討を加え、日常から対策を講じて備えておくべきであると考えている。

これらを踏まえ、同報系防災行政無線に関して、次の点について質問する。なお、必要に応じて、図面等を付して回答されたい。

- 1、聴取区域調査の進捗状況について
- 2、新たな整備箇所と、防災上の要配慮者利用施設との位置関連を適切に検討するための、現時点（平成 30 年 7 月 20 日時点）における危機管理部局と福祉部局などとの情報共有の状況について  
主に次の 2 つの観点から回答されたい。
  - (1) 危機管理部局による社会福祉施設、学校、病院その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地の把握状況
  - (2) 防災上の要配慮者利用施設の管理者との間の、気象予報や警報、避難情報の伝達に関する事項などの確認状況や、各施設における職員の参集基準や役割分担等の防災体制が確立されていることの確認状況
- 3、新たな整備箇所と、避難場所や危険区域との位置関連を検討するに当たって用いている手法について（この点、GIS（地理情報システム）を活用するなどして俯瞰的に検討する必要があるものと考えている。）
- 4、合成音声によるもののほか、機器の操作を担当する職員の肉声による試験放送の実施について（この点、現状の試験放送では合成音声による場合が殆どであるが、緊急時には音声を適切に合成する暇のないことも想定されるから、職員の肉声による試験放送も行って日常から備えておくべきであると考えている。）

<p>2、市立右京小学校の耐震改修の必要性について</p>	<p>公共施設において地震に対する安全性が担保されているか否かは、多くの人の生命及び身体に関わる事項であり、市民の重大な関心事である。取り分け、市立学校については、多数の子どもたちが日々生活する場所であるとともに、多くの場合には地域の避難所等に指定されている防災上の重要な施設でもある。</p> <p>しかし、過去の調査では、奈良市右京地内に存する市立右京小学校の校舎は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について危険性が高い状況にあるとされ、構造耐震指標 I s 値は最低の部分で 0.39 程度、普通教室として利用される部分で 0.64 程度と著しく低いことが発覚している。</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）では、同法に規定する特定既存耐震不適格建築物について耐震改修などの措置が強く促されているところであり、我が国において地震は今日や明日にでも発生しても全く不思議ではない事象であることに鑑みると、義務教育の活動を通して子どもたちの生命を預かる行政としては正当な理由なくその対策を先送りすることは許されないと言ふべきである。</p> <p>市立学校の将来的な統廃合に関する計画案が存在しており、同校もその対象に含まれていることは承知しているが、子どもたちの生命を守るべき施設が却って彼らの生命を侵害する凶器と化す可能性さえ否定することができず、今日もなお安全性が担保されない環境での学校生活が余儀なくされている現実を直視すれば、数年後に予定される統廃合までの期間は耐震改修などの措置を講じることが猶予されるという性質のものではないと確信する。</p> <p>これらを踏まえ、同校の校舎の構造耐震指標 I s 値等の現状に関する説明を加えるとともに、奈良市及び奈良市教育委員会における同校の耐震改修などの方針について説明願いたい。</p>	<p>市長 及び 教育長</p>
-------------------------------	---	--------------------------

<p>3、奈良県立奈良高等学校に対する第二次避難所の指定の疑義について</p>	<p>奈良市法蓮町地内に存する奈良県立奈良高等学校は、奈良市地域防災計画において第二次避難所に指定されている。</p> <p>しかし、過去の調査では、同校の施設の構造耐震指標 <math>I_s</math> 値は、管理教室棟・普通特別教室棟（北棟）で 0.17、管理特別教室棟（南棟）で 0.32、校舎棟の一部（渡り廊下）で 0.11、屋内運動場（体育館）で 0.05 と非常に低く、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高い状況にあることが発覚している。</p> <p>奈良市地域防災計画では、第二次避難所とは、全市域に及ぶ大災害が発生した場合に開設するものと定義される。</p> <p>全市域に被害が及ぶ地震とは強い揺れを伴うものであることは間違いないのであるから、そもそも地震に起因して同校を避難所として用いることは考えられない。</p> <p>また、全市域に被害が及ぶものとして想定される災害の種別には、地震のほか、洪水や大規模な火事などが挙げられるが、いずれの現象に起因する場合であったとしても、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高い状況にある施設について、第一次又は第二次であることを問わず、多数人が災害時に利用することが前提である避難所として用いることは回避すべき事態である。</p> <p>法蓮町地内及びその付近には、避難所として用いて支障のない代替施設の存在も認められ、上述のように安全性が担保されておらず、むしろ危険とも言い得る同校について、第二次避難所への指定を継続することは、防災上、極めて不適切な措置であると思料する。</p> <p>よって、同校に対する第二次避難所への指定を速やかに解除すべきであることは明白であり、緊急を要するものとして、奈良市の認識と方針を伺いたい。</p> <p>なお、同校の校舎が耐震改修などの措置が講じられることなく今もなお日常的に学校として教育の用務に供されていることについても極めて不適切な状況にあるものと思料するが、県立学校としての性質に鑑み、この観点については奈良市長及び奈良市教育長に対する質問は行わない。</p>	<p>市長</p>
---	--	-----------

<p>受付日</p>	<p>平成 30 年 7 月 20 日</p>
<p>送付日</p>	<p>平成 30 年 7 月 20 日</p>